

遠賀

No.143 2016. 8.10

発行／福岡県おんがちょう遠賀町議会

議会だより



6月定例会

条例改正・補正予算など . . . 2

委員会レポート . . . 4

一般質問 . . . 5

尾下康文議員の資格回復 . . . 10

傍聴者から一言・おんがレガッタ . . . 12

遠賀中学校野球部練習試合

6月26日

遠賀中学校野球部の練習試合が、昭代中学校（柳川市）で行われ、選手たちは泥だらけになりながらも勝利に向け、チーム全員で頑張っていました。

6月定例会は、
6月3日から15日
までの13日間開催されました。

議案は、条例制定・改正、財産の
取得、平成28年度補正予算など17件
が上程され、慎重審議を行いました。

医療費の無料化 中学3年生までに拡大



条例改正

乳幼児・子ども医療費の
支給に関する条例の一部
改正

(全員一致可決)

医療費助成制度の拡大
により、10月1日から条
例の一部を改正するもの。

【改正前】

・通院医療費は
小学6年生まで無料

【改正後】

・通院医療費も
中学3年生まで無料

・重度障害者医療費の支
給に関する条例の一部
改正

・ひとり親家庭等医療費
の支給に関する条例の
一部改正

(全員一致可決)

乳幼児・子ども医療費
の支給に関する条例の一
部改正に伴い、「ひとり親
家庭」と「重度障害者」
の中学生に対する通院医
療費の優遇措置が廃止と
なるもの。

附属機関の設置に関する
条例の一部改正

(全員一致可決)

本町における産業の振
興に関する施策を商工業、
農業、金融などが連携し
て展開するため、「産業推
進委員会」を設置するも
の。

家庭的保育事業等の設備
及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正

(全員一致可決)

待機児童解消のため、
家庭的保育所の受け皿が
安定するまでの間、保育
士を増員する特例を設け
るもの。



地域の子どもも預かる事業所内保育所

条例制定

遠賀町食育交流・防災センター設置条例の制定
(全員一致可決)

学校給食共同調理場および食育の推進施設ならびに防災施設として、遠賀町食育交流・防災センターが設置されたことに伴い、運営に関して条例で定めるもの。

遠賀町食育交流・防災センターには、町民の食育推進を図るため、食育活動室や研修会議室も設置され、また、防災用として災害時の食糧を保管する。



新設された遠賀町食育交流・防災センター

供用開始は、9月1日から、また、使用料は表のとおり。

遠賀町食育・交流防災センター使用料 (1時間当たり)

施設・備品	利用料	冷暖房費
食育活動室	400円	300円
研修会議室	300円	200円
食育活動室調理台	1台につき 300円	

平成28年度

一般会計補正予算
1億2499万円増額
(万円未満四捨五入)

(賛成多数可決)

第1回目の補正予算は、1億2499万円を増額し、76億4479万円になりました。

【主なもの】

地区公民館施設補助金

198万円

木守公民館入り口の樹

木の伐採、フェンスの設置、階段・トイレ・壁などの補修を行うもの。



改修工事予定の木守公民館

熊本地震被災者義援金

500万円

熊本地震による被災者支援のために義援金を送るもの。

一般コミュニティ助成金

230万円

和太鼓団体「遠賀太鼓の会」に対して和太鼓、太鼓台購入費を補助するもの。

情報推進事業工事請負費

179万円

今古賀高架橋工事に伴い、町が占用している光

ケーブルを移設するもの。

公民館備品購入費

260万円

地区公民館から要望があった備品(椅子、テント、机)を購入するもの。

青年就農給付金

150万円

新たに就農する45歳未満の青年1人に対して給付金を支給するもの。

福祉管理備品購入費

540万円

ふれあいの里、厨房機器の老朽化に伴い、ガスレンジ、炊飯器、冷蔵庫等を更新するもの。



老朽化したガスレンジ

設計を委託するもの。

子ども医療費

200万円

入院費のみ無料としていた中学生の医療費について、10月より通院費についても無料とするため、不足する通院医療費6カ月分を増額するもの。

工事請負費

4509万円

遠賀総合運動公園多目的グラウンド西側のソフトボール・サッカー場の照明設備(7基分・64灯)老朽化に伴い、水銀灯からLED照明に交換するもの。



LEDに交換される照明設備

コミュニティバス回数券購入補助費

16万円

65歳以上の高齢者が運転免許証を自主返納した場合に、1人当たり8000円のコミュニティバス回数券を提供するもの。



自主返納者に提供されるコミュニティバス回数券

道路新設改良費

1187万円

戸切川の改修に伴い、山手線の千代丸交差点の改良を行うため、測量設計を委託するもの。

測量設計委託料

308万円

別府地区内の狭あい道路を拡幅するため、測量

財産の取得

建物の取得

(全員一致可決)

国の地方創生加速化交付金を受け、起業のための研修などを行うインキュベーション施設として活用するために、遠賀信用金庫旧遠賀川支店の建物を取得するもの。

●所在

遠賀川一丁目21番13

ほか1筆

●面積

476・92㎡

●契約の相手方

有限会社セイフティー

代表者 門司 賢治



起業支援も行われる駅前サービスセンター

●取得金額

2149万円

(注1) インキュベーション

起業家の育成や新しいビジネスを支援すること。

専決処分の承認

(万円未満四捨五入)

税条例等の一部改正

(賛成多数承認)

消費税率の10%への引き上げに伴う法人税率引き下げや、自動車取得税廃止に伴う軽自動車税環境性能割の創設などを行うもの。

国民健康保険条例の一部改正

(賛成多数承認)

中間所得層の被保険者の負担を軽減するもの。

平成27年度一般会計補正予算

(全員一致承認)

第10回目の補正予算は、年度末決算が確定したことにより、1億2200

万円を増額し、75億5600万円になりました。

(注2) 専決処分

地方自治法に基づき、本来議会の議決が必要な事項について、議決をせずに首長自らが決めること。

緊急で議会を招集する時間がない場合などに限られ、専決処分した場合は、次の議会で報告、または、承認を得なければならない。

専決処分の報告

(万円未満四捨五入)

鹿児島本線遠賀川・海老津間白毛踏切改良工事に伴う実施協定の変更

平成27年度実施協定の

変更に伴い協定金額を減額するもの。

主な内容は、電力設備工事等の減工によるもの。

●協定の金額

▽変更前

7545万円

▽変更後

7450万円

賛否が分かれた議案 (○：賛成 ▲：反対 欠：欠席)

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
会議名	議案名	議員名												
6月定例会	専決処分の承認を求めることについて	遠賀町税条例等の一部改正について	浜岡	仲摩	(欠番)	二村	萩尾	田代	濱田	中野	加藤	仲野	織田	萩本
	専決処分の承認を求めることについて	遠賀町国民健康保険税条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成28年度遠賀町一般会計補正予算(第1号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※全員一致の議案は除いています。



委員会レポート

第一常任委員会所管事務調査

4月18日、第一常任委員会所管事務調査を行いました。

最初に、遠賀総合運動公園改修工事の現地確認をしました。

遠賀コミュニティセンターは、中庭をウッドデッキに改修し、館内にくつろげるスペースが確保されました。

また、出入り口のガラス戸には衝突防止フィルムを貼付するなど、安全への配慮も行われていました。

次に、若松区埋蔵文化財の確認調査では、事業の経緯報告を受けました。

現地には、貴重な歴史的埋蔵文化財があります。

が、民家に隣接した急斜面にあり、土砂災害警戒区域に指定されている場所もあるため、文化財調査と住民の安全対策との両立の中で調査が進められていました。



中庭のくつろぎスペース

やはり現地視察を行うことで理解できることもあると再認識した所管事務調査でした。

一般質問とは…

年4回行われる定例会で、議員が町に対して現行政策の見直しや新規政策を提言する議員の重要な活動の一つです。



はぎもと えつこ
萩本 悦子



地域防災計画は、早急な見直しが必要だ



今年度、事前の準備を行い、平成29年度に全体的な見直しを行う



多くの教訓を残した熊本地震

地域防災計画の見直しは

議員 4月に起こった熊

本地震は、大きな教訓をもたらした。本町でも地域防災計画の早急な見直しが必要と考えるが、町長はどのように考えるか。

町長 今年度、事前の準備を進め、平成29年度に全体的な見直しを行う。

指定避難所の安全性の確保は

議員 本町では、大規模

地震を想定して、第2避難所として各小中学校や町民体育館が指定されているが、これらの施設の安全性は確保されているのか。

町長 第2避難所として

位置付けている施設の耐震基準は満たしている。

しかし、今回の熊本地震では震度7の地震が立て続けに発生し、多くの建物が崩壊するなど、現在の基準で大丈夫なのか

という懸念もある。

国土交通省では、現在、有識者による委員会を設置し、建物の耐震基準の見直しが必要か否かを検討している。今後の動向を注視し、基準の見直しが行われれば適切に対応したい。

教育長 学校施設については、建築基準法上、補強する必要のない南中学校を除いて、すべての学校で耐震改修工事が終了している。

また、各小中学校の非構造部材の落下防止対策も終了しているので、安全は確保できている。

学校施設での災害備蓄品の備蓄は

議員 平成25年12月議会

で教育長、町長に学校施設でも災害備蓄品の備蓄が必要と提案したが、その際の答弁は、「検討する」とのことだった。検討の結果を尋ねる。

教育長 各学校が避難所と

して指定されていることから、災害備蓄品の備蓄は必要と考えるが、余裕教室は教育活動で使用するため、備蓄倉庫として利用できる状態にはない。

議員 前回と同じ答弁だ。教室のスペースがないとするなら備蓄倉庫を新たに作るなどの手立てが必要だ。町長の考えを尋ねる。

(注) 非構造部材

建築物を構成する部材のうち天井材、照明器具、など、建物のデザインや居住性の向上などを目的に取り付けられたもの。

※この他にも「組み体操の安全対策」について質問しました。



庁舎や避難所の耐震強度の見直しを行うべきだ



国交省の有識者委員会で見直しがなされた場合は適切に対応する



お だ たか のり
織田 隆徳



熊本地震級の地震に耐えられるのか、防災拠点施設である役場庁舎

耐震補強の見直しを行うべきだ

議員 熊本地震では、震度7の強い揺れが2回起こり、その後も1000回以上の揺れが続けて起こっている。防災拠点である庁舎や避難所は耐えられるのか、耐震強度の見直しを行うべきだ。

町長 庁舎や避難所は全て耐震基準を満たしている。しかし、熊本地震を受けて国土交通省では、建物の耐震基準の見直しが必要かどうかを議論する有識者委員会を設置した。基準の見直しがなされた場合は適切に対応する。

避難場所の指定をすべきだ

議員 多発する地震のため屋外での避難者が多かった。本町は避難所の指定はされているが、避難場所の指定もすべきだ。

町長 避難場所の指定は

していない。今後必要と思っている。

ピロリ菌検査を実施すべきだ

議員 ピロリ菌は、世界保健機関（WHO）が胃がんの主要原因と認定した。最近の研究では、胃がん以外にも狭心症や心筋梗塞の危険性を高めることが明らかになっている。総合健診と同時にピロリ菌検査を実施すべきだ。

町長 ピロリ菌検査は有効性が示されているが、胃がん死亡率の減少効果を示す科学的根拠が十分でない。ピロリ菌検査の明確な有効性が認められるまでは、胃内視鏡検査の実施に向けて取り組みを進めていく。

中学生にピロリ菌検査の実施を

議員 一度除菌すれば、再感染することはほとんどなく、早期に取り組み

ば胃炎や潰瘍などの予防にもつながり、医療費抑制が期待できる。中学生に実施すべきだ。

町長 有効性が明確になるまでは、国や県、他の自治体の動向を注視したい。

英語力の目標と到達率を尋ねる

議員 教育振興基本計画では、平成29年度までに中学卒業時に「英検3級程度以上」の英語力を身につけることを目標としているが、本町の中学生は到達しているか。

教育長 国の調査では、到達率は、国が36・6%、福岡県が31・5%、本町は21・9%で到達していない。しかし、評価基準は統一されておらず、この数字はアバウトと捉えている。

※この他にも「公共事業」について質問しました。



なか の
仲野
しんざぶろう
新三郎



就労移行支援事業の目標達成に向けた取り組みは



就労系サービス事業の紹介等の支援を行っている



施設内で作業を行う利用者

就労移行支援事業の取り組みは

議員 就労移行支援施設における利用者の安定的な確保が求められている。

第4期遠賀町障害福祉計画では就労移行支援事業の利用者数を平成29年度までに20人を目標としているが、具体的にどのような取り組みを行っているのか。

町長 窓口で就労系サービスの利用希望があった場合に就労移行支援事業のほかに就労継続支援A型およびB型の事業の紹介にあわせて、ハローワークにおいても障害者の就労に向けた支援や障害者を雇用する事業所向けの支援を行っている。

議員 一般就労移行者の目標値を第3期計画の4人から2人に下げている。一般就労移行者を増やすことを目的に掲げて、達成できなかったから下げるといえるのかと思

う。日中系サービスの状況を見るとB型の就労継続支援は計画値と実績値がほぼ同じだが、就労継続支援ではかなりの差がある。平成26年度と平成27年度の実績を尋ねる。

福祉課長 平成26年度は15人。平成27年度についても同数の15人の利用をいただいている。

議員 行政が特別支援学校やサービスを提供する事業所、また事業所と民間企業を結びつけることで一般就労につながっていく。福祉関係団体や民間企業との連携・協力が必要だが、どのような取り組みを行っているのか。

町長 民間企業との連携については、現在はまだ具体的な取り組みには至っていない。

居住系サービスの今後は

議員 アンケートの結果では、グループホーム等の地域で共同生活できる

居住支援の整備を希望されている方が、知的障害者の方で33・3%となっている。もっとグループホーム等の居住系サービスを拡充していく必要があると思うが、今後どのように考えているのか。

町長 地域で共同生活を営むことに支障のない障害者を対象に住まいを提供し、相談その他日常生活の援助を行っている。また、入浴・排泄・食事の必要性が認定されている方に対しては介護等のサービスも提供している。今後、需要が増えてくると考えており、緊急時の相談、対応の体制の整備等も含め、遠賀中間地域障害者支援協議会で検討を始めている。

※現在、法律の名称や制度・事業名称などでは「障害」と表記していますので、ここでは「障害」と表記しています。



職場の事務改善と職員の能力開発に問題はないか



効果的な職員の育成を目標に掲げ
人材育成方針の見直しを実施する



はま おか みね さと
浜岡 峯達



人材育成方針の見直しで職員の
能力開発を

質の高い行政組織
に取り組む内容は

議員 第3期自立推進計画によると、質の高い行政組織づくりで職場の事務改善と職員の能力開発を掲げているが、町独自の研修も考慮に入れているのか。

町長 効果的な職員の育成を目標に掲げ、人材育成方針の見直しを実施目標に掲げている。

具体的な事業項目、内容については、行動計画の中で提示し、現在、制度設計の準備を進めているところだ。

議員 町独自の研修も考慮に入れていると受け止めたが、そのように理解してよいのか。

町長 町独自の研修項目については、人材育成方針の中に含まれている。

議員 職員の能力開発については、OJTでやるのか、あるいは、OFF J Tでやるのか、どちら

らを選択してやろうとしているのか。

町長 施政方針の中にもあるが、まず、OJTで、職場内研修をしっかりとついでこうと考えている。

役割分担がない計画を推進するのか

議員 第3期の自立推進計画をみると役割分担が明確でない、行動計画ではっきりと提示されるのか。

町長 第3期の具体的な項目については、担当課を明記し提示する。

基本的には自立推進計画に基づいて、項目ごとの事業に対し、成果や今後の課題等を見据えた行動計画を提案したい。

年度別行動計画がないが、なぜか

議員 第3期自立推進計画で年度別行動計画が具体的に提示されていない理由は何か。

町長 第1期および第2

期自立推進計画と同じように行動計画の中に記載するため、自立推進計画の中には提示していない。

(注1) OJT

職場で実務をさせることで行う従業員のトレーニングのこと。企業内で行われるトレーニング手法、企業内教育手法の一種。

(注2) OFF J T

職場外での教育訓練。特に集合研修、講習会、通信教育等、日常の業務を離れて行う教育訓練のこと。



たしろ じゅんじ
田代 順二



住宅耐震化助成事業の補助率、限度額を引き上げては



さまざまな理由により所有者の判断が耐震改修までいってない



耐震補強助成事業の対象となる昭和56年以前の旧建築基準の住宅

工事補助率、限度額を引き上げては

議員 住宅の耐震補強助成事業の補助率、補助限度額を引き上げるべきではないか。平成27年度、

本町では補助事業を受けた家はゼロだ。

耐震工事平均額が120万円なら8割96万円まで補助し、2割24万円を自己負担にすれば少しづつでも進むのではないかと町長。現在、本町は補助率50%、補助限度額60万円だ。県内でも高い。

耐震化事業が進まない理由としては、耐震よりもリフォームを優先したい考えや耐震化しても長くは住まないという方もおられる。

トータル的に考えれば所有者の最終的な判断が耐震改修までに至っていないということだ。

本町の耐震化到達率は

議員 熊本地震での建物倒壊死37人のうち、旧建築基準の建物で少なくとも18棟20人が死亡した。

本町の耐震化目標は90%だが、現在の到達率を尋ねる。

町長 不特定多数の方が利用する特定建築物は86・8%である。住宅は70・15%で、1747戸が耐震性がない状況だ。

住民の皆さんにはぜひ、耐震化に向けて考えていただきたい。目標に向かつて頑張るしかない。

議員 耐震診断が現在3000円だが、無料にできないか。

町長 福岡市耐震促進協議会とタイアップして自己負担3000円で耐震診断、補強工事見積額まで提案し耐震診断の促進を図っている。本町では安価で耐震診断ができるし、県内で無料化している自治体はない。今後無料化の予定はない。

生活保護基準1・5倍の就学援助を

議員 貧困が広がっているなか、就学援助制度を1・35倍から1・5倍に引き上げてはどうか。

教育長 生活保護基準が引き下げられ、それまでの対象者が対象外にならないように文部科学省から通知があり、試算した結果1・35倍に引き上げた。

今後、さらに生活保護基準が引き下げられた場合、対象者が除外されないように、町長部局と検討する。

議員 クラブ活動費、生徒会費、PTA会費も対象にしてはどうか。

教育長 町長部局と十分協議させていただきたい。

議員 入学準備金を3月に支給できないか。
教育長 慎重に検討する必要がある。

尾下康文議員へ「『兼業禁止に該当する』

との決定を取り消す」旨の通達

7月22日、福岡県知事より「『兼業禁止に該当する』との決定を取り消す」旨の裁決書が届き、3月18日にさかのぼり尾下議員の議員資格が回復しました。

この件は、尾下議員の親族が社長を務める本町の電気工事業社が、広渡小学校太陽光発電システム設置工事を町から請け負った件について、地方自治法第92条の2の兼業

禁止規定に該当するか否かを調査するように求められたものです。2月19日に行われた臨時会にて提出された「尾下康文議員に対する資格決定要求書」に基づき、「資格審査特別委員会」を設置し、当該案件に対し審議しました。

3週間にわたり尾下議員の弁明や質疑、参考人への質疑など、慎重に審議を重ねた結果、3月17

日の委員会採決では、全員一致で「『兼業禁止に該当する』との結論になりました。

さらに3月18日の議会の採決にて、3分の2以上の賛成により、『兼業禁止に該当する』となり、尾下議員の議員資格が失効していました。

尾下議員はこの決定を不服とし、福岡県に審査申立を行った結果、今回の裁決に至りました。

決定までの流れ

- 2月15日
本町議会へ資格決定要求書の提出
・資格審査特別委員会の設置
- 2月26日～3月17日
第1回～4回資格審査特別委員会
・審査の結果、全員一致で『議員資格なし』と決定
- 3月18日
議会本会議
・採決『議員資格なし』に決定
- 4月1日
尾下議員、県知事へ審査申立書提出
- 4月20日
本町議会、弁明書を県知事に提出
- 5月9日
尾下議員、反論書を県知事に提出
- 6月6日
尾下議員、審査庁での内容確認
- 7月22日
県知事より『兼業禁止に該当するとの決定を取り消す』旨の内容が裁決書にて通達
・これにより、3月18日にさかのぼり尾下議員の議員資格が回復

福岡県知事の裁決内容（抜粋）

審査申立人（尾下康文議員）から、平成28年4月1日付けで提起のあった、処分庁（遠賀町議会）による地方自治法（以下「法」）第92条の2の規定に該当するとの決定の取消しを求める審査の申立について、法第255条の5の規定による自治紛争処理委員の審査を踏まえ、次のとおり裁決する。

主 文
本件決定を取り消す。

結 論

審査申立人の行為が、住民の疑惑を招くおそれがあるとして処分庁が主張することについては、一定理解できる部分はあるものの、処分庁の主張は、議員の身分を喪失させる重大な決定において、客観的に判断して事実の立

証がなされたものとは言いがたい。審査申立人は、「これらに準ずべき者」に該当しないと解される。

また、職権による証拠調べによっても、審査申立人が「これらに準ずべき者」に該当すると認めることはできない。よって、法第258条において準用する行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

付言するに、本条が議員の職務執行の公正、適性を確保しようとするものとの処分庁の主張に全く異論はない。

一方、本条に該当するかを決定する議会の決定が、町民の代表として選挙で選ばれた議員の身分に関わる重大なものである以上、審査庁（自治紛争処理委員）は、第三者的な立場から準司法的機能を發揮するという法の趣旨を踏まえ、立証された事

実に基づき、慎重に裁決しなければならない。今回の判断は、このような観点から、あくまで本事業に係る個々の事情を総合的に判断した結果であって、この結論は本事業に限定されるものである。

尾下康文議員の審査申立内容（要旨）

本件請負契約の締結に関する申立

請負契約の締結が役職を退任して間もないことを「本町の電気工事会社に対する審査申立人の影響力及び関与が大きい」との理由を挙げている。しかし、これは理由として論理的に成立していないことは、通常の思考力を有する人間であれば、一見明らかである。あたかも審査申立人が本件請負工事契約の締結にあたって、入札情報の漏洩（ろうえい）が何か不正なことを行ったことに等しく、そのような証拠もないにも関わらず、このような理由を持ち出すのは見識を疑わせるものである。

本決定の具体的検討（脱法行為としての適用の可否）

脱法行為に法92条の2の適用を考える際、きわ

めて厳しい要件を考慮しており、配偶者や子弟がいわゆる「藁人形（わらわね）」であるような場合に限定していることが重要である。

確かに、地方議員の職務公正という視点を重視した場合、より突っ込んだ規制を行うことは立法論としては考えられ、実際に法92条の2よりも厳しい規制を「倫理条例」を制定して行っている自治体もある。

遠賀町においては、そのような法92条の2を超える倫理条例の制定は行われていないが、すでに述べたような議員活動の自由と職務の公正に関する法秩序を恣意的に歪めるもので到底容認できないものである。

結局、本件において、審査申立人に対して、脱法行為を理由に法92条の2を適用するに十分な事情や証拠はなく、本決定は取り消されるべきである。

遠賀町議会の弁明内容（要旨）

事件の表示

審査申立人尾下康文氏が平成28年4月1日付けで提起した、平成28年3月18日付け地方自治法92条の2の兼業禁止規定に該当するとした決定についての審査請求。

審査申立書記載の事実の否認

遠賀町議会が、審査申立人に対し、平成28年3月18日付けで地方自治法92条の2の兼業禁止規定に該当するとした決定をしたことは認める。

処分に至るまでの経緯

平成27年11月20日、審査申立人が従前代表取締役を務めていた会社は、遠賀町発注工事の入札に参加し、落札した結果、遠賀町との間で工事契約を締結した。処分庁は、審査申立人が当時、遠賀町議員でありかつ、代表取締役を辞任して間もな

かつたことから、兼業禁止規定に該当する虞があると判断し、平成28年2月19日、審査申立人の資格審査特別委員会を設置し、審査を開始した。

処分庁の判断

形式的には会社に関与していないように装っておきながら、実際は、遠賀町から請負工事を受注するため、議員の地位を利用して情報収集や議会での活動を行ったものと評価するほかない。

本件の争点

本件の争点は、法92条2の要件のうち審査申立人が「準ずべき者」に該当するか否かである。

審査申立人は、約22年にわたり設立者、株主、代表者として会社を担っており、議員就任後も、会長として同社から従前と変わらず金額を取得し、対内、対外的にも活動を継続していることから、「準ずべき者」に該当することは明らかである。

政治倫理条例の取り組み

今回の案件を受けて、政治倫理条例の必要性の可否について議論を行いました。

主な意見は、

①違法行為を明確化・具体化するために、政治倫理条例を制定すべきだ。

②政治倫理条例の内容は、議員がモラルとして当然守るべきことであり、あらためて条例を制定するまでの必要があるのか。

③本町の議会基本条例の中には、議員の政治倫理に関する規定があるため、政治倫理条例は必要ない。などがありました。

今後も継続して検討することになりました。



政治倫理条例は必要か否か

地方自治法第92条の2

「普通公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」とする「兼業禁止」を規定している。

自治紛争処理委員

地方公共団体における附属機関で、地方公共団体相互の争い等を処理する第三者機関。

審査申立人から要求あった場合等に、総務大臣または都道府県知事が、3人の有識者を任命する。

行政不服審査法

行政庁の処分等によって不利益を受けた国民が行政庁が審査する手続きを定めている。

倫理条例（政治倫理条例）

地方自治体の政治家の倫理を規定した条例。

傍聴者から一言

遠賀中学校生徒が議会を傍聴

6月3日、遠賀中学校の生徒2人が、遠賀町役場職場体験の一環として、議会傍聴を行いました。

当日は、議会開会日のため、町長による議案上程や提案理由の説明などが行われました。中学生にとっては聞き慣れない議会用語もあったと思いますが、初めての議会を見つめる生徒のまなざしは、真剣そのものでした。

川上 奈都美さん

らえるように、これからも開かれた議会を心掛けたいと思います。
傍聴後の感想は、次のとおりです。

遠賀町の予算の報告などがたくさんありました。

このような会があるからこそ町が成り立っているのだと思いました。

テレビでニュースを見ているような感じがすごかったです。体験ができてよかったと思いました。

予算の報告など難しかったけど、いい経験になりました。

井口 未莉亜さん

(注) 議案上程

議長が議案などを議題とすること。議案が上程されると、町長が内容及び提案理由を説明する流れとなる。



真剣なまなざしで議会を見つめる中学生

おんがレガッタ

準決勝の壁は厚かった

5月28日・29日の2日間、遠賀川漕艇場でおんがレガッタが開催されました。

おんがレガッタも今年で18回目を迎え、今年に参加チームは、オープン部の35チーム、区対抗の部21チームと、年々、参加チームが増えています。

また、4月に震災に見舞われた熊本市や菊池市から、今年も参加していただきました。

私たち議会チームも28日のオープンの部に出場し、初戦では遠賀郡町長会チームや郡内各議会チームと準決勝進出をかけた競い合いました。

レースでは、強風のため、艇をコースにつけるのに悪戦苦闘しましたが、序盤の劣勢を見事に挽回し、芦屋町議会チームに次いで2位の成績で、準決勝に進出しました。



全力で戦いましたが...

しかし、準決勝の壁は想像以上に厚く、念願の決勝進出はかないませんでした。したが、来年こそは、宿敵の芦屋町議会チームに雪辱を果たし、準決勝の壁を破りたいと決意も新たにしています。

今年の全国市町村交流レガッタは、9月17日・18日に埼玉県の戸田市で開催されますが、「おんがの赤しそ」(男子の部)と「ロックベアーズ」(女子の部)が住民代表として派遣されます。

発行責任者 議長 古野 修
議会広報 常任委員会 委員長 中野 嘉徳
副委員長 萩本 悦子
委員 浜岡 峯達
仲摩 靖浩
尾下 康文
濱田 竜一

遠賀議会だより

発行責任者

議長

古野 修

議会広報

常任委員会

委員長

中野 嘉徳

副委員長

萩本 悦子

委員

浜岡 峯達

仲摩 靖浩

尾下 康文

濱田 竜一

お気軽に傍聴にお越しください。

次回の定例会は

9月です

詳しい日程は、8月下旬に遠賀町ホームページ(<http://www.town.onaga.lg.jp/>)でお知らせします。

本会議の様子は、以下の場所でライブ中継を行います。
遠賀町役場・遠賀町中央公民館・ふれあいの里センター・駅前サービスセンター
※遠賀町ホームページからも、視聴することができます。

あとかき

少子高齢化、人口減少社会を背景に、若者がこれからの日本社会の担い手であるという意識の向上を目的に、本町では今回の参議院選挙で18歳と19歳の若者が初めて投票を行いました。

本町の投票率は全体で58・47%、18歳が58・94%、19歳は46・45%でした。全国では18歳と19歳の投票率は45・45%と、全体の54・70%より低い傾向にありました。

さまざまな世代が抱える不安を解消し、すべての世代の国民が幸せな生活を維持するために必要な政治に対し、若い世代が早い段階で関心を持ち、参画していくことが、日本の明るい未来の創造に必要なことだと考えます。今後の投票率向上に期待したいと思います。

濱田 竜一